

## 事例6： 高等学校 大学進学を目指すFさん（3年生）

アスペルガー症候群の診断を受けており、入学当初から、保護者と情報交換をしながら支援を行ってきた生徒に対して、卒業後の進路や生活を考え、個別の教育支援計画を作成し、活用につなげた事例です。特別支援教育巡回相談による情報提供を機会に校内の教職員の意識を高め、個別の教育支援計画を作成し、個別の指導計画を見直して支援に役立てました。また、大学入試センター試験の受験特別措置の申請にも活用しました。

### <生徒の実態>

- 高校3年生男子で、普通科に在籍しています。
- 本人は大学進学を目指しています。
- 小学校のときにアスペルガー症候群の診断を受けており、現在、てんかんの発作を抑える薬を服用しています。
- アニメのキャラクターに強い興味・関心があります。
- 数字や文章の読み取りの困難さや人の顔の覚えにくさがあり、普段からメモ帳を携帯してメモを取るようになっています。
- 板書をノートに写すのに時間がかかります。
- 自己評価が低く、困った出来事などがあると否定的な評価をすることが多いようです。



## 1. 個別の教育支援計画作成までの経緯

### 校内支援体制作り 保護者全体への理解・啓発

- ☆ 特別支援教育に関する校内研修会を開催し、**校内の教職員の理解・啓発**に努めてきました。
- ☆ 学年会で特別な教育的支援の必要な生徒について話し合っています。
- ☆ 「学校だより」を活用して、**保護者の理解・啓発**に努めています。



- コーディネーターを中心に、校内研修会を毎年1回、継続して開催しています。その際、愛媛県教育委員会特別支援教育課作成の「特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援一改訂版」を印刷し、全教職員に配付するとともに、Webページからダウンロードが可能であることを知らせました。
- 校内委員会だけでなく、学年会においても情報交換や支援の手立てについて話し合い、共通理解を図るようにしています。
- 「学校だより」で特別支援教育の特集を組み、全保護者に知らせるようにしました。

### Fさんへの支援体制作り

- ☆ 入学当初より、**保護者と情報交換**をしながら**共通認識**の基、支援をしてきました。
- ☆ 担任や教科担任により適宜、**個別指導**を行っています。
- ☆ 校内委員会において**個別の指導計画**を作成しました。

- 1年生の1学期末の懇談後、コーディネーターが本人と保護者と話す機会を持ち、相談しやすい環境を作るようにしました。その結果、本人から困っていることについて相談を受けるようになり、その都度、学年会において対応策を考え、支援してきました。
- 担任や学年主任、コーディネーターを中心に、保護者と日頃から情報交換をしながら、共通認識の基、支援を行ってきました。特に学校行事においては、学年部で対応方法を決めて支援してきました。
- 授業だけでは、理解が難しい教科や内容については、必要に応じて、放課後に、個別指導を行っています。
- 校内委員会において、Fさんの学習支援、考査時の配慮事項等について意見交換をするとともに、学習や行動についての実態把握を行い、個別の指導計画を作成しました。
- コーディネーターは、卒業後のことを考え、個別の教育支援計画の必要性を感じていましたが、作成には至っていませんでした。

### 特別支援教育巡回相談の活用

- ☆ 巡回相談を申請しました。
- ☆ 巡回相談員からは、具体的な支援についてのアドバイスをしてもらいました。
- ☆ センター試験における**受験特別措置**についての情報提供を受けました。
- ☆ 校内委員会で検討し、特別措置申請に向け準備をしていくことになりました。

- コーディネーターは、Fさんに対してよりよい支援を行いたいと考え、保護者の承諾を得て、県の「特別支援教育巡回相談」を受けることとしました。
- 巡回相談員が来校し、授業参観をしてもらいました。また、具体的な支援についてのアドバイスや、「高機能自閉症の理解」というテーマでの講話をしてもらいました。
- その際に、大学入試センター試験での発達障害者に対する受験特別措置について情報提供がありました。
- コーディネーターは、Fさんが大学進学を希望していることや、数字や文章の読み取りや書くことに困難さがあること等を考えると、受験特別措置を受けた方がよいのではと考えました。
- 校内委員会で妥当性について検討し、特別措置申請に向け準備を進めることとなりました。

### 受験特別措置申請への対応

- ☆ 特別措置の申請に必要な事項について調べる中で、**個別の教育支援計画等を作成、活用して支援することが重要である**ことを再認識し、作成に取り掛かることになりました。
- ☆ 保護者に受験特別措置についての説明に合わせて、個別の教育支援計画についても説明を行い、同意を得ることができました。

- コーディネーターは、巡回相談員の情報を基に、特別措置について詳しい内容を調べました。その結果、申請には、申請書の他、医師の診断書や高等学校での支援の実態を記した「状況報告・意見書」の提出が必要であることが分かりました。その際、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成、活用して支援することが重要であることが認識されました。
- この情報を受け、校内では個別の教育支援計画の重要性が再認識され、作成に取り掛かりました。
- 保護者に受験特別措置について説明を行い、申請の意思確認を行いました。それに合わせて、個別の教育支援計画の作成について説明し、その場で作成の同意を得ました。保護者から、現在関わりのある関係者・関係機関について教えてもらい、学校から関係者・関係機関に連絡を取り、情報収集することについても同意を得ることができました。

## 2. 個別の教育支援計画の作成

### 個別の教育支援計画(案)の作成

- ☆ 本人と保護者の願い等を把握したり、**関係者・関係機関を確認**したりした上で、関係者・関係機関より情報収集を行いました。
- ☆ 担任は、Fさんの主治医に連絡を取り、特別措置申請についても説明を行いました。
- ☆ 担任とコーディネーターは、**保護者と話し合い**、個別の教育支援計画(案)を作成し、**校内委員会**で検討しました。

1 Fさんと保護者の願いを把握しました。

2 コーディネーターは、保護者と個別の教育支援計画の作成に参画する関係者・関係機関について確認しました。

Fさんの場合は、医療機関と相談機関でした。

3 担任とコーディネーターが各関係機関と連絡を取るなどして、情報収集をしました。

担任は、保護者の承諾を得て、Fさんの主治医に連絡を取り、特別措置申請について説明しました。

4 担任とコーディネーターが保護者と話し合い、個別の教育支援計画(案)を作成しました。

特別支援学校のセンター的機能を活用し、作成についてアドバイスをしてもらいました。

5 校内委員会で個別の教育支援計画(案)について検討し、支援会議に提案しました。

### 支援会議の開催・開催後

- ☆ 支援会議では、各関係機関から聞き取った支援の状況を報告し、個別の教育支援計画（案）を基に目標等について話し合い、**個別の教育支援計画を作成**しました。
- ☆ 特別措置について説明し、**試験における配慮事項**についても確認しました。
- ☆ **センター試験後**に支援会議を開催し、支援に関する**評価と見直し**を行うことを確認し、**各関係機関には写しを送付**して確認してもらいました。

- 支援会議は、都合がつかず各関係機関からは参加できなかったため、保護者と学校関係者が参加しての開催となりました。
- コーディネーターが受験特別措置の申請に関わることや個別の教育支援計画の趣旨について説明しました。
- 学校でのFさんの様子について説明するとともに、関係機関から聞き取った支援状況について報告しました。
- 個別の教育支援計画（案）を基に、目標や支援内容を話し合い、学校、家庭等で支援の役割分担をしました。
- その際に、模擬試験や定期考査での配慮事項についても確認しました。
- センター試験後に支援会議を開催し、支援に関する評価と見直しを行うことを確認しました。
- 個人情報の取扱いについて確認しました。学校が原本を保管し、各関係機関には写しを送付して管理してもらうようにしました。

## 3. 個別の教育支援計画の活用

### 個別の指導計画の見直し

- ☆ 個別の教育支援計画に基づいて、作成していた**個別の指導計画を見直し**、支援に役立てました。
- ☆ 支援会議後、Fさんは、定期考査等については別室で受験し、各教科時間を延長して実施することになりました。

- 担任、コーディネーターが中心となり、個別の指導計画を見直すこととしました。その際に、特別支援学校のセンター的機能を活用し、アドバイスをしてもらいました。
- 校内委員会で承認を得て、個別の指導計画を見直し、支援に役立てました。
- 模擬試験や定期考査について、Fさんは別室で受験し、各教科1.3倍の時間延長で実施しました。
- 授業の始めに学習活動の流れを視覚的に分かるように示し、見通しを持って取り組めるようにしました。

### 受験特別措置申請

- ☆ 大学入試センター試験の受験特別措置を申請しました。
- ☆ その際に、**個別の教育支援計画と個別の指導計画を添付**しました。
- ☆ その結果、特別措置が認められました。

- 大学入試センター試験の受験特別措置（発達障害、別室受験、試験時間の延長(1.3倍)）を申請しました。
- 学校で行った支援や定期考査等における配慮事項を「状況報告・意見書」に記入しました。そして、医師が記入した診断書と申請書とともに提出しました。
- その際に、個別の教育支援計画と個別の指導計画を添付しました。
- その結果、別室受験と試験時間の延長が認められました。

受験特別措置について、Fさんや保護者に知らせ、申請の是非について話し合いを行う中で、個別の教育支援計画の重要性と必要性を再認識しました。コーディネーターは、これまでの取組を通し、周りの生徒、特に同じクラスの生徒たちのFさんに対する理解が深まったように感じています。今後もよりよい支援と連携のために活用していければと思っています。



**留意点：**この事例では、個別の指導計画を作成して、入学当初から継続して支援してきていましたが、個別の教育支援計画については、必要性は感じていたものの未作成でした。結果として、大学受験を契機に作成が進むことになりました。しかし、必要な生徒については、生徒の将来を見通して、継続した支援を考え、**早い段階から、個別の教育支援計画を作成・活用して支援をしていくことが重要です。**

## 「平成 23 年度 大学入試センター試験の受験特別措置」



平成 23 年度のセンター試験より、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱に加えて**発達障害**も受験特別措置の対象になりました。

受験特別措置の対象となる者		自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため特別な措置を必要とする者	
特別に措置する事項 (審査の上許可される事項)	全ての科目において措置する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験時間の延長(1.3倍)</li> <li>・チェック解答</li> <li>・拡大文字問題冊子の配付(一般問題冊子と併用)</li> <li>・別室の設定</li> <li>・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験</li> <li>・試験室入口までの付添者の同伴</li> <li>・試験場への乗用車での入構</li> <li>・トイレに近い試験室で受験</li> <li>・座席を試験室の出入口に近いところに指定</li> </ul>
	英語リスニングにおいて措置する事項	試験時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は、以下①又は②のいずれかを選択</li> <li>① 1.3倍に延長(連続方式)</li> <li>② 1.3倍に延長(音止め方式)</li> </ul>
		音声聴取の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験時間の延長(1.3倍)を希望する者 CDプレーヤー(監督者が操作)にヘッドホンを接続</li> <li>・チェック解答を希望する者 ICプレーヤー(監督者が操作を補助)にヘッドホンを接続</li> <li>・上記以外の者 ICプレーヤーにイヤホンを接続</li> </ul>
必要な提出書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験特別措置申請書</li> <li>・受験案内別冊にとじ込みの診断書(発達障害関係1)</li> <li>・状況報告・意見書(発達障害関係2)</li> </ul>	

「**状況報告・意見書**」については、措置を希望する事項や必要とする理由、高等学校で行った配慮についてその有無と具体的な内容について記入するようになっています。

### 【高等学校で行った配慮について】

- 1 「読み」「書き」等における配慮
- 2 定期考査の評価等における配慮
- 3 **個別の指導計画の作成**  
※ 「有」を選択した場合は、可能な範囲で、提出ください。
- 4 **個別の教育支援計画の作成**  
※ 「有」を選択した場合は、可能な範囲で、提出ください。
- 5 その他の支援・配慮

※ 詳しい内容については、大学入試センター受験案内(別冊)で確認してください。